

神戸川の河川環境等に関する協議会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「神戸川の河川環境等に関する協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 平成29年3月10日付けで島根県、出雲市、飯南町、美郷町及び中国電力株式会社の5者が締結した確認書（以下「確認書」という。）第3条に基づき、神戸川の河川環境等に関して、水利使用者、流域関係者、河川管理者等（以下「流域関係者」という。）が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等についての情報共有、意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的とする。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、情報共有や意見交換を行うものとする。ただし、確認書第4条第2項及び第5条により「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」において協議することとした事項を除く。

- （1）神戸川の河川環境に関する事項
- （2）流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
- （3）その他、目的を達成するために必要な事項

2 協議会は、「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」に、意見を提出する。

（組織）

第4条 委員の構成は別表のとおりとし、委員は島根県土木部長が委嘱する。

- 2 協議会は、委員20人以内及びオブザーバーで組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

（座長）

第5条 協議会に座長を置き、学識を有する委員の中から選任する。

- 2 座長は協議会の運営と進行を総括する。
- 3 協議会に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は原則公開とし、公開方法については協議会で定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

- 2 事務局は、協議会運営に係る庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月 日から施行する。

(別表)

委員

学識を有する者（水環境・生物・河川工学）
水利使用者を代表する者（農業者・中国電力）
神戸川漁業協同組合を代表する者
流域住民を代表する者（出雲市、飯南町の推薦する者）
島根県を代表する者
出雲市を代表する者
飯南町を代表する者
美郷町を代表する者
河川管理者

オブザーバー

中国地方整備局出雲河川事務所

神戸川の河川環境等に関する協議会運営要領（案）

（目的）

第1条 本運営要領は、神戸川の河川環境等に関する協議会(以下、「協議会」という。)設置要綱第8条に基づき、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 座長は委員から協議会の開催について発議があったときは、委員を招集する。

2 座長から協議会の招集があったときは、事務局は開会期日の5日前までに、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（委員の代理出席）

第3条 委員は、病気その他の理由により協議会に出席できないときは、該当委員があらかじめ座長の承認を得て指名する者を当該委員に代わって出席させることができる。

（委員以外の者からの意見聴取）

第4条 委員以外の者から意見を聴く必要があるときは、あらかじめ座長の承認を得て委員以外の者を協議会に出席させることができる。

（議事録）

第5条 協議会の議事については、事務局が議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（公開）

第6条 協議会については、原則公開とし、公開の方法については別に定める。

（雑則）

第7条 この運営要領に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、協議会で定める。

（附則）

第8条 本運営要領は平成29年6月 日から適用する。